

# 株式売出目論見書

2021年2月



ラクス

株式会社ラクス

この目論見書により行う株式11,880,549千円（日本国内において販売される株式数の上限における見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）及び株式1,781,948千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第4条第1項ただし書により同項本文の規定による届出は行っていません。

なお、売出価格等については、今後訂正が行われます。

また、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受による売出しの売出数（国内販売株式数）、海外販売株式数、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.rakus.co.jp/news/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、臨時報告書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該臨時報告書の訂正報告書が公衆の縦覧に供された時までの間（※1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（※2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（※3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家はその行った空売り（※2）に係る有価証券の借入れ（※3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

※1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2021年2月20日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる臨時報告書の訂正報告書が2021年3月2日から2021年3月4日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。なお、上記臨時報告書及びその訂正報告書は、この目論見書により行う株式の売出しに際して行われることのある海外市場における株式の販売に関し提出されるものです。

※2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

※3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

# 株式売出自論見書

売出価格 未定

株式会社ラクス

大阪市北区鶴野町1番9号

## 目 次

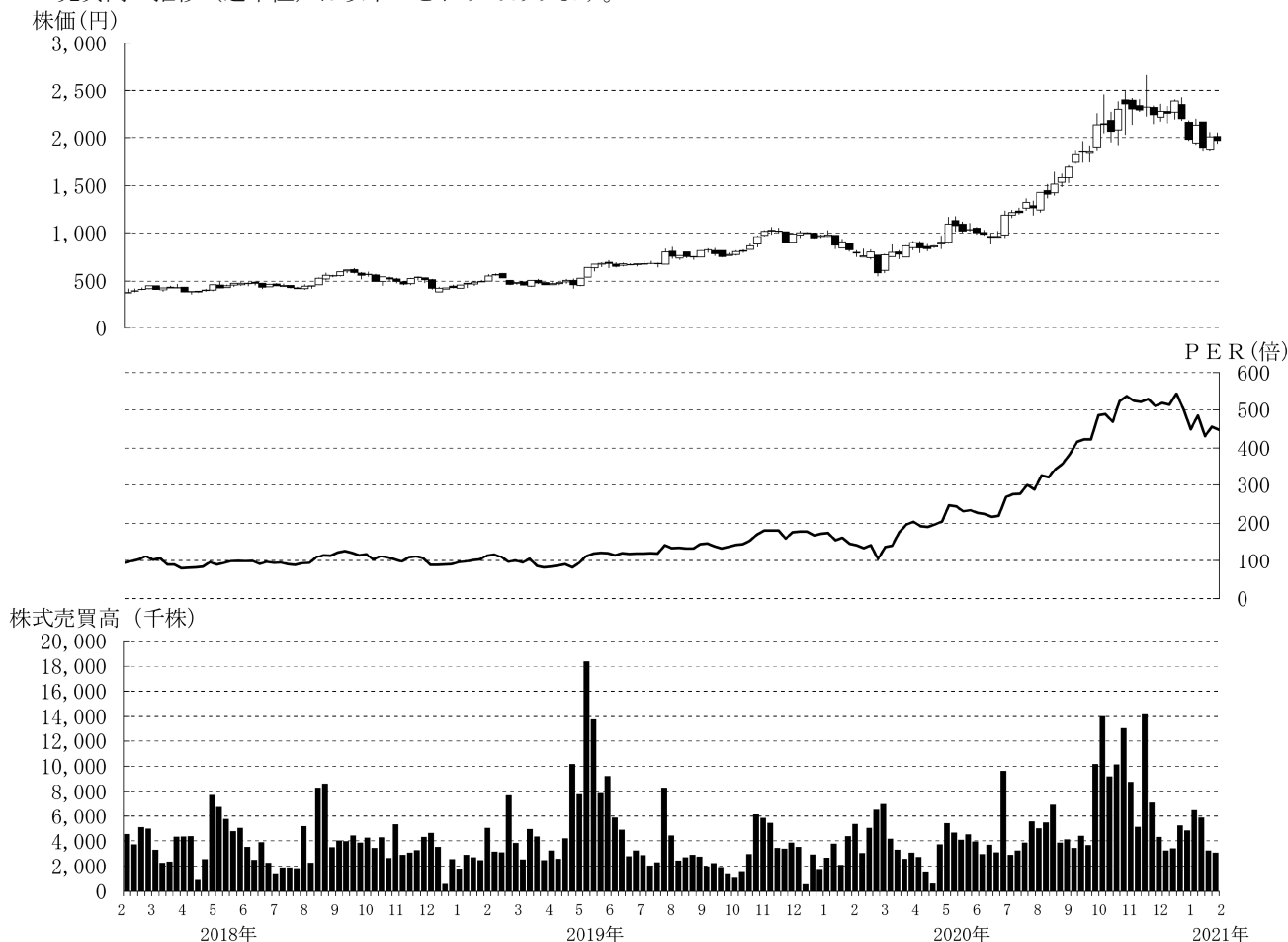
	頁
<b>【表紙】</b>	
(株価情報等)	
1 <b>【株価、PER及び株式売買高の推移】</b> .....	1
2 <b>【大量保有報告書等の提出状況】</b> .....	2
<b>第一部【証券情報】</b> .....	3
第1 <b>【募集要項】</b> .....	3
第2 <b>【売出要項】</b> .....	3
1 <b>【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】</b> .....	3
2 <b>【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】</b> .....	4
3 <b>【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】</b> .....	6
4 <b>【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】</b> .....	6
<b>【募集又は売出しに関する特別記載事項】</b> .....	7
第3 <b>【第三者割当の場合の特記事項】</b> .....	8
<b>第二部【公開買付けに関する情報】</b> .....	8
<b>第三部【参照情報】</b> .....	8
第1 <b>【参照書類】</b> .....	8
第2 <b>【参照書類の補完情報】</b> .....	9
第3 <b>【参照書類を縦覧に供している場所】</b> .....	12
<b>第四部【提出会社の保証会社等の情報】</b> .....	12
<b>第五部【特別情報】</b> .....	12
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面 .....	13
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 .....	14

## 【表紙】

【会社名】	株式会社ラクス
【英訳名】	RAKUS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 崇則
【本店の所在の場所】	大阪市北区鶴野町1番9号
【電話番号】	06-6376-3330 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 戦略企画部長 松嶋 祥文
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区鶴野町1番9号
【電話番号】	06-6376-3330 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 戦略企画部長 松嶋 祥文
【本目論見書により行う売出有価証券の種類】	株式
【本目論見書により行う売出金額】	引受人の買取引受による売出し 11,880,549,000円 オーバーアロットメントによる売出し 1,781,948,000円 (注) 売出金額は、売出価額の総額であり、2021年2月12日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。なお、引受人の買取引受による売出しの売出金額は、日本国内において販売される株式数の上限における見込額であります。日本国内において販売される株式数に関しましては、本文「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」（注）1. をご参照下さい。
【安定操作に関する事項】	1 今回の売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

## 1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

2018年2月19日から2021年2月12日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1. 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を、2019年10月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を、2020年10月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割をそれぞれ行っており、株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）については、下記（注）2. 乃至4. に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。
2. 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、2018年4月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を8で除して得た数値を、以降2019年10月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を4で除して得た数値を、以降2020年10月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を2で除して得た数値をそれぞれ株価としております。
- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
  - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
3. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益 (連結)}}$$

週末の終値については、2018年4月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を8で除して得た数値を、以降2019年10月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を4で除して得た数値を、以降2020年10月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を2で除して得た数値をそれぞれ週末の終値としております。

2018年2月19日から2018年3月31日については、2017年3月期有価証券報告書の2017年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を8で除して得た数値を使用。

2018年4月1日から2019年3月31日については、2018年3月期有価証券報告書の2018年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益（2018年4月1日付株式分割考慮後）を4で除して得た数値を使用。

2019年4月1日から2020年3月31日については、2019年3月期有価証券報告書の2019年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を4で除して得た数値を使用。

2020年4月1日から2021年2月12日については、2020年3月期有価証券報告書の2020年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除して得た数値を使用。

4. 株式売買高について、2018年4月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に8を乗じて得た数値を株式売買高とし、以降2019年10月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に4を乗じて得た数値を株式売買高とし、以降2020年10月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に2を乗じて得た数値を株式売買高としております。

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

2020年8月19日から2021年2月12日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者（大量保有者）の氏名 又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数（株）	株券等の保有 割合（％）
みずほ証券株式会社	2020年9月30日	2020年10月7日	変更報告書	0	0.00
アセットマネジメントOne株式会社				3,501,400	1.93
株式会社SBI証券	2020年9月30日	2020年10月7日	変更報告書	0	0.00
レオス・キャピタルワークス株式会社				1,032,600	1.14
みずほ証券株式会社	2020年10月15日	2020年10月22日	大量保有報告書 (注) 1.	6,000,000	3.31
アセットマネジメントOne株式会社				3,403,000	1.88
株式会社SBI証券	2020年10月15日	2020年10月22日	大量保有報告書 (注) 2.	7,452,100	4.11
レオス・キャピタルワークス株式会社				2,065,200	1.14
松嶋 祥文	2020年12月18日	2020年12月22日	変更報告書	11,840,000	6.53
松嶋 祥文	—	2020年12月25日	訂正報告書 (注) 3.	—	—
株式会社SBI証券	2020年12月31日	2021年1月8日	変更報告書 (注) 2.	9,312,800	5.14
レオス・キャピタルワークス株式会社				2,065,200	1.14
株式会社SBI証券	2021年1月29日	2021年2月5日	変更報告書 (注) 2.	11,134,700	6.14
レオス・キャピタルワークス株式会社				2,065,200	1.14

(注) 1. みずほ証券株式会社及びアセットマネジメントOne株式会社は共同保有者であります。

2. 株式会社SBI証券及びレオス・キャピタルワークス株式会社は共同保有者であります。

3. 当該訂正報告書は、2020年12月22日付で提出（報告義務発生日 2020年12月18日）された変更報告書の記載内容の訂正のために提出されたものであります。

4. 上記大量保有報告書等は関東財務局及び近畿財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当事項はありません。

### 第2【売出要項】

#### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2021年2月19日（金）付の取締役会において決議された引受人の買取引受による売出しの売出株式総数6,207,800株（以下「売出株式総数」という。）を、2021年3月2日（火）から2021年3月4日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）における売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	6,207,800株	11,880,549,000	東京都品川区 松嶋 祥文 2,500,000株
			東京都港区 中村 崇則 1,568,800株
			東京都板橋区 公手 真之 800,000株
			兵庫県西宮市 野島 俊宏 400,000株
			大阪府豊中市 小川 典嗣 300,000株
			東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング10F EGG JAPAN 株式会社Kips 250,000株
			兵庫県西宮市甲子園四番町6-26 ノジックス株式会社 120,000株
			大阪府豊中市 八幡 恭輔 120,000株
			東京都渋谷区 浅野 史彦 80,000株
			兵庫県宝塚市 松岡 宏治 50,000株
			神奈川県川崎市高津区 宮内 貴宏 12,000株
			東京都江戸川区 吉田 雅行 7,000株

(注) 1. 上記売出数6,207,800株は、売出株式総数のうち、日本国内において販売される株式数（以下「国内販売株式数」という。）の上限に係るものであります。売出株式総数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売の対象となる株式数を「海外販売株式数」という。）されることがありますが、海外販売株式数は、2021年2月19日（金）現在、未定です。

なお、売出株式総数のうち国内販売株式数（引受人の買取引受による売出しの売出数）及び海外販売株式数は、引受人の買取引受による売出し（海外販売を含む。）の需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定されますが、海外販売株式数は売出株式総数の半数以下とするため、国内販売株式数（引受人の買取引受による売出しの売出数）は売出株式総数の半数以上となります。

海外販売の内容につきましては、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 6 臨時報告書」に記載の2021年2月19日（金）付臨時報告書及び売出価格等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照下さい。

2. 上記売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称に併記された各売出人の売出数は、売出株式総数（海外販売される株式数を含む。）に係るものであります。



3. 引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しとは別に、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から931,100株を上限として借入れられる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。  
 オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
4. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
5. 振替機関の名称及び住所  
 株式会社証券保管振替機構  
 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
6. 売出価額の総額は、2021年2月12日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金(円)	申込受付場 所	引受人の住所及び氏名又 は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1.2. 売出価格等決定日 の株式会社東京証 券取引所における 当社普通株式の普 通取引の終値(当 日に終値のない場 合は、その日に先 立つ直近日の終 値)に0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨 て)を仮条件とし ます。	未定 (注)1. 2.	自 2021年 3月5日(金) 至 2021年 3月8日(月) (注)3.	100株	1株につ き売出価 格と同一 の金額	元引受契約 を締結する 右記金融商 品取引業者 の本店並び に全国各支 店及び営業 所	東京都千代田区大手町一 丁目5番1号 みずほ証券株式会社  東京都中央区日本橋一丁 目13番1号 野村證券株式会社  東京都中央区日本橋茅場 町一丁目5番8号 いちよし証券株式会社  東京都千代田区丸の内一 丁目9番1号 大和証券株式会社	(注)4.

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2021年3月2日（火）から2021年3月4日（木）までの間のいずれかの日（売出価格等決定日）に売出価格及び引受価額（売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受け取る金額）を決定する予定であります。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売  
出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受による売出しの売出数  
（国内販売株式数）、海外販売株式数、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロ  
ットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同  
じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売  
出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL]  
<https://www.rakus.co.jp/news/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、売出  
価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容につ  
いての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、  
売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分  
が交付されます。

2. 前記「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額は異  
なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 株式の受渡期日は、2021年3月11日（木）であります。

申込期間については上記のとおり内定しておりますが、売出価格等決定日において正式に決定する予定で  
あります。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要

状況等の把握期間は、最長で2021年3月1日（月）から2021年3月4日（木）までを予定しておりますが、実際の売価等の決定期間は2021年3月2日（火）から2021年3月4日（木）までを予定しております。したがって、

- ① 売価等決定日が2021年3月2日（火）の場合、申込期間は「自 2021年3月3日（水） 至 2021年3月4日（木）」
- ② 売価等決定日が2021年3月3日（水）の場合、申込期間は「自 2021年3月4日（木） 至 2021年3月5日（金）」
- ③ 売価等決定日が2021年3月4日（木）の場合は上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。

4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売価と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
みずほ証券株式会社	3,414,500株
野村証券株式会社	1,862,300株
いちよし証券株式会社	620,700株
大和証券株式会社	310,300株

(※) 引受株式数は、引受人の買取引受けによる売出しの売出株式総数（海外販売される株式数を含む。）に係るものであります。

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7. 申込証拠金には、利息を付けません。

8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

### 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	931,100株	1,781,948,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から931,100株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受による売出しの売出数（国内販売株式数）、海外販売株式数、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<https://www.rakus.co.jp/news/>）（新聞等）で公表いたします。しかしながら、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

#### 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 3. 売出価額の総額は、2021年2月12日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2021年3月5日(金) 至 2021年3月8日(月) (注) 1.	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	—	—

(注) 1. 株式の受渡期日は、2021年3月11日（木）であります。

売出価格、申込期間については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」において決定される売出価格、申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息を付けません。

4. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、2021年2月19日（金）現在、株式会社東京証券取引所マザーズに上場されておりますが、2021年3月11日（木）に株式会社東京証券取引所市場第一部への市場変更を予定しております。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が、当社株主から931,100株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、931,100株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得するために、みずほ証券株式会社は931,100株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュューオプション」という。）を、2021年3月26日（金）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2021年3月26日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。

（注））、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュューオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシュューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が2021年3月2日（火）の場合、「2021年3月5日（金）から2021年3月26日（金）までの間」
- ② 売出価格等決定日が2021年3月3日（水）の場合、「2021年3月6日（土）から2021年3月26日（金）までの間」
- ③ 売出価格等決定日が2021年3月4日（木）の場合、「2021年3月9日（火）から2021年3月26日（金）までの間」となります。

### 3 ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である松嶋祥文、中村崇則、公手真之、野島俊宏、小川典嗣、株式会社Kips、ノジックス株式会社及び浅野史彦並びに当社株主である井上英輔及び本松慎一郎は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

### 第三部【参照情報】

#### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月29日近畿財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第21期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月13日近畿財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第21期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月12日近畿財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第21期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日近畿財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、2021年2月19日までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月29日に近畿財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、2021年2月19日までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2021年2月19日に近畿財務局長に提出

（注） なお、売出価格等決定日に本6の臨時報告書の訂正報告書が近畿財務局長に提出されます。

#### 7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2020年9月30日に近畿財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（訂正報告書により訂正された内容を含み、以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、2021年2月19日までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は2021年2月19日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

### 「事業等のリスク」

当社グループの事業においてリスクの要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内包しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

#### (1) 経営環境の変化について

当社グループは、インターネット業界においてクラウドサービス及びITエンジニア派遣サービスを提供しております。現在は顧客企業のIT投資マインドの上昇を背景として事業を拡大しておりますが、今後国内外の経済情勢や景気動向等の理由により顧客企業のIT投資マインドが減退するような場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営環境」に記載しております。

#### (2) 競合他社による影響について

当社グループのクラウド事業では先行者メリットを活かしつつ、顧客のニーズに合ったサービスの開発を行うことで優位性を高めております。しかしながらクラウドサービスの新規参入の技術的な障壁は必ずしも高いものとは言えず、資金力、ブランド力を有する大手企業をはじめとする競合他社により類似したサービスが開発され価格競争が激化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 特定の製品への依存リスクについて

当社グループは、法人向けに業務効率化に貢献するクラウドサービスの提供を行っており、交通費・経費精算システム「楽楽精算」（2020年3月期 売上：3,935,191千円）と、問い合わせメール共有・一元管理システム「メールディーラー」（2020年3月期 売上：1,732,898千円）の二つが主力サービスとして、当社グループの業績を牽引しております。「楽楽精算」の急成長により、売上高では「メールディーラー」への依存度は低下傾向にあるものの、依然として利益面では「メールディーラー」への依存は未だ高い状態にあります。二つの主力サービスが当社グループの売上高に占める割合は大きく、今後、競合製品との競争激化により売上高が大幅に減少した場合には、当社グループの業績に大きく影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 技術革新への対応について

当社グループが各種サービスを提供するインターネット業界においては新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が頻繁に行われており、非常に変化の激しい業界となっております。そのため常に新しい技術要素をITエンジニアに習得させてまいります。何らかの理由で技術革新への対応が遅れた場合当社グループが提供するサービスの競争力が低下する可能性があります。また、新技術への対応のため予定していないシステムへの投資が必要となった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### (5) ITエンジニア派遣市場の動向について

現在、多様なインターネットサービスの登場や企業の情報システム化に伴い国内ITエンジニア派遣市場は活況を呈しておりますが、企業によるシステム開発の内製化、人件費や事業コストの安い新興国の企業・人材を活用して開発コストを削減するオフショア開発が当社グループの想定する以上に急激に進んだ場合、及び、主要な派遣先の業績不振等により派遣受入ニーズが減退した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 主要な取引先の喪失の可能性について

IT人材事業においては数十名規模のチームで派遣を行う場合もあり、その結果1社当たりの売上額が大きい取引先が存在します。取引先とのコミュニケーションを頻繁にとることで取引先のニーズに合った人材を派遣し顧客満足度の向上に努めておりますが、何らかの原因によりそれらの取引先の喪失があった場合、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(7) システムトラブルによるリスクについて

当社グループはクラウドサービス及びレンタルサーバーサービスを提供しており、同サービスの保守・運用・管理は通信ネットワークに依存しております。安定的なサービス提供のため、サーバー設備の増強や情報セキュリティ責任者が適切なセキュリティ手段を講じることで外部からの不正アクセスの回避等を行っておりますが、以下のシステム障害が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

- ① サービス提供を行っているコンピューターシステムへの急激なアクセスの増加や電力供給の停止等の予測不可能な様々な要因によって当該コンピューターシステム及び周辺システムがダウンした場合。
- ② コンピューターウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合。
- ③ 従業員の過誤等によって、当社グループの提供サービスのプログラムが書き換えられたり、重要なデータが削除された際、事態に適切に対応できず信用失墜や損害賠償による損失が生じた場合。

(8) 法的規制によるリスクについて

① クラウド事業について

当社グループは、電気通信事業者（旧一般第二種電気通信事業者）として総務省に届出（届出番号 E17-2681）を行っており、電気通信事業法に基づく通信役務の提供を行っております。現在のところ、当社の事業に対する同法による規制の強化等が行われるという認識はありませんが、社会情勢の変化等により当社の事業展開を阻害する規制の強化等が行われる可能性は絶無では無く、万一かかる規制の強化がなされた場合には、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、インターネットの普及に伴い、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）」や「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」及び「特定商取引に関する法律」が施行される等、インターネットに関する法令整備が進んでおり、今後新たに関連業者を対象とした法的規制等が制定された場合、当社グループの業務が一部制約を受け、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② IT人材事業について

当社グループのIT人材事業においては、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という）により規制されているため、当社は同法に基づき厚生労働大臣の許可を受け、一般労働者派遣事業を行っております（派遣：派13-310802、紹介：13-ユ-309573）。労働者派遣法は、労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、派遣事業を行うもの（派遣元事業主）が、派遣元事業主としての欠格事項に該当したり、法令に違反した場合には、事業許可の取り消し、又は業務の停止を命じる旨を定めています。当社では、社員教育の徹底、内部監査等による関連法規の遵守状況モニター、取引先の啓蒙等により、法令違反等の未然防止に努めておりますが、万一当社従業員による重大な法令違反等が発生した場合、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(9) 特定の人物への依存について

代表取締役社長である中村崇則は、当社グループの創設者であり、会社経営の最高責任者として経営方針や事業戦略の決定をはじめ、当社グループの事業推進において重要な役割を果たしております。

当社グループは、中村崇則に過度に依存しない経営体制を整備するため、取締役間の相互の情報共有や事業部制導入による経営組織の強化を図っております。しかしながら、何らかの理由により中村崇則が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(10) 人材の採用・育成について

今後の業容拡大を図る中で、各事業において、専門性を有する人材の採用・育成は不可欠であると認識しております。そのため人材の採用・育成を継続的に行っておりますが、今後各事業において人材獲得競争が激化し、優秀な人材の採用が困難となる場合や在職している人材の社外流出が大きく生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 情報管理体制について

当社グループは、提供するサービスに関連して多数の顧客企業の機密情報や個人情報を取り扱っております。これらの情報資産を保護するため情報セキュリティ基本方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理、保護しておりますが、このような対策にもかかわらず重要な情報資産が外部に漏洩した場合には、当社グループの社会的信用の失墜、損害賠償請求の発生等により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(12) 知的財産の侵害におけるリスクについて

当社グループは、提供しているサービスの名称について商標登録申請をしております。また、第三者の知的財産の侵害の可能性については、総務人事部法務担当及び顧問弁護士並びに弁理士等を通じて事前調査を行い対応しております。しかしながら、万が一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合、当社グループへの損害賠償請求やロイヤリティの支払要求、使用差止請求等が発生し、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(13) 海外子会社について

当社グループは、海外子会社においてクラウドサービスの一部を開発しており、当該国の政治・経済・社会情勢の変動に起因して生じる予期せぬ事態、各種法令・規則の変更等により当地における事業の継続が困難となる等のカントリーリスクを有しております。カントリーリスクについては顧問契約を締結している現地の会計事務所や法律事務所と情報を共有し適切に対応することでリスクヘッジを行っております。しかしながら、このようなリスクが顕在化した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 自然災害について

クラウド事業の顧客の情報資産が格納されるサーバーは、東京都内及び大阪府内に分散管理することでリスクを分散させておりますが、データセンターやその周辺ネットワーク設備等に被害を及ぼす災害、事故等が発生し情報資産の消失又はサービスの提供が維持できない状態に至った場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、災害、事故等によりIT人材事業における派遣先の重要な設備が損壊し事業活動の停止もしくは事業継続に支障をきたす事態が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(15) 有価証券の価格変動リスク

当社グループでは、有価証券を保有しておりますが、時価のある有価証券については、株式市場の変動などにより時価が著しく下落した場合には、評価損を計上することとしております。また、時価のない有価証券については、期末時点での発行会社の財務状況や今後の見通しから減損すべきだと判断した場合には、評価損を計上することとしております。このような状況になった場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) のれんの減損による影響について

当社グループは、企業買収に伴い生じたのれんを2020年3月期末時点で955,476千円計上しております。買収時の収益計画と概ね相違ない進捗であり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に起因する業績の落ち込みも見られておらず、減損の兆候はないと判断しているものの、収益性の悪化などによる価値の毀損により、当該のれんの減損処理を実施する場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大によるリスク

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、業績の落ち込みも懸念されますが、セグメントごとの影響は次のとおりであります。

クラウド事業においては、短期的にはアポイントの獲得や商談の遅れ、顧客企業内での検討の遅れ等から新規受注は前期比で減少する可能性があります。また、貴重な見込み顧客獲得機会である展示会が中止や延期となる状況が継続する場合、成長投資を十分に実行できない可能性があります。

IT人材事業においては、景気の不透明感による契約単価低下の可能性がります。また、新たな派遣先に赴任する場合、一定の業務説明や情報共有が必要になりますが、顧客企業のリモートワークが長期化した場合、新たなエンジニアの受け入れが困難になることが予想され、育成が終了した直後のエンジニアや派遣先を変更するエンジニアの派遣契約の開始に遅れが生じる可能性があります。



### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ラクス 本店

(大阪市北区鶴野町1番9号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

該当事項はありません。

## 「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	株式会社ラクス
代表者の役職氏名	代表取締役社長 中村 崇則

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。  
230,612百万円

(参考)

(2018年12月28日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格	発行済株式総数	
1,701円 ×	45,304,000株 =	77,062百万円

(2019年12月30日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格	発行済株式総数	
2,001円 ×	90,608,000株 =	181,306百万円

(2020年12月30日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格	発行済株式総数	
2,392円 ×	181,216,000株 =	433,468百万円

(注) 2018年12月30日は取引休業日であるため、直前取引日である2018年12月28日の東京証券取引所における最終価格で計算しています。

# 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

## 1. 事業内容の概要

当社グループは、当社及び連結子会社3社により構成されており「IT技術で中小企業を強くします。」を企業ビジョンに据え、大企業で使用されているようなシステムを簡単に使用できるクラウドサービス等を提供することで中小企業の成長とそこで働く人々に貢献するべく事業を展開しております。

具体的には、主に中小企業向けにシステムをクラウド方式で提供するクラウド事業と、Java、Linux/Unixを中心としたWebシステムの開発やインフラ業務に強みを持つITエンジニアを派遣するIT人材事業を行っております。

### (1) クラウド事業

当事業では、「すぐ便利、ずっと満足。」をコンセプトに交通費・旅費・経費精算システム「楽楽精算」、問い合わせメール共有・一元管理システム「メールディーラー」、販売管理システム「楽楽販売」、メール配信システム「配配メール」、WEB帳票発行システム「楽楽明細」等のクラウド（注1）方式によるシステムの開発から販売・保守を提供しております。

コンピューターが得意ではないお客様でもマニュアルを読むことなく直感的に扱えるサービスを理想として、システム開発、Webデザイン、マーケティング、カスタマーサポートサービスを一貫してグループ内で行える体制を整えております。また、営業担当者やカスタマーサポート担当者が直接お客様のご要望を収集し、開発者にフィードバックすることにより、操作性の改善や機能追加等のバージョンアップを繰り返し、お客様目線に立った使いやすいサービスを提供しております。

当社グループの主なクラウドサービスは次のとおりです。

#### ①交通費・旅費・経費精算システム「楽楽精算」

「楽楽精算」は、「交通費・旅費・経費」等の「申請・承認・精算・仕訳」をクラウド方式で提供するシステムであります。申請に使用したデータをそのまま流用して精算することが可能であり、書類の作成・押印の手間を省くことができます。また、仕訳データや振込データの自動作成機能により、経理部門の仕訳登録作業及び振込登録作業の軽減が可能となっております。

#### ②問い合わせメール共有・一元管理システム「メールディーラー」

「メールディーラー」は、当社独自開発のメールサポート用システムであり、クラウド方式で提供しております。クラウド上でのメールの一元管理・共有を行うことで、各ユーザはWebブラウザ上からアクセスしてメール対応を行います。「メールディーラー」の導入により、メールでの問い合わせ内容や対応状況の共有及び管理が可能となります。体系的なメール顧客対応体制の構築及びIT化が容易に実現可能となっております。

#### ③販売管理システム「楽楽販売」

「楽楽販売」は販売管理業務を飛躍的に標準化・効率化させるクラウド型の販売管理システムです。高い柔軟性と豊富な機能により、ノーコードで自社仕様にカスタマイズ可能となっており、ルーチンワークの自動化と、リアルタイムな情報共有により、販売管理業務の効率化を実現します。

#### ④メール配信システム「配配メール」

「配配メール」は、低価格ながらメールマーケティング及びその効果測定に必要十分な機能を備えた、クラウド方式で提供するメール配信システムであります。クリックカウント、開封チェック、レポートのグラフ表示等、マーケティングの効果測定に不可欠な分析機能を備えています。また、「メールディーラー」との連携により「配配メール」からの配信メールと「メールディーラー」への問い合わせメールを一元管理することが可能となっております。

#### ⑤WEB帳票発行システム「楽楽明細」

「楽楽明細」は「請求書・納品書・支払明細」等の帳票の作成と発行を行うシステムであり、クラウド方式で提供しております。請求書を発行する場合、システムへ請求データを取り込むだけで電子請求書を発行し、WEB上のお客様専用ページで公開するか、メールで送付することが可能となり、手間とコストを大幅に削減することが可能となっております。

## (2) IT人材事業

当事業では、ITエンジニアに特化した正社員派遣サービスを提供しております。その特長は、創業時に事業としていたITエンジニアスクールの人材育成ノウハウを最大限に活用し、体系的かつ継続的にITエンジニアの品質を向上させることでもあります。また、営業担当、育成担当が定期的開催される社内研修やイベント等を通じ、ITエンジニアとのコミュニケーションを密にとることにより、個々の特性を理解し、顧客企業のニーズに対して最適な提案を行っております。この仕組みにより当社サービスの付加価値化と稼働率の向上を実現しております。

当社グループの提供する派遣サービスは次のとおりです。

### ①Javaシステム開発

顧客企業のJava（注2）によるWebアプリケーション開発を中心としたシステム開発支援を行っております。具体的には、システム開発の全ての工程（基本・詳細設計、コーディング、単体・結合テスト、ドキュメント作成）に対してサービスを提供しております。

### ②インフラ構築・運用

顧客企業のネットワーク構築、サポート保守業務支援を行っております。特に、Linux/Unix（注3、4）系サーバー技術全般と、TCP/IP（注5）等のネットワーク技術全般に強みを持っております。

また、インフラの設計構築、運用設計、保守・運用、監視等、各種の工程へサービスを提供しております。

- (注) 1. 「クラウド」とは、クラウドコンピューティングの略語で、インターネット経由で必要な時に必要なだけITシステムを利用する仕組みの総称。ソフトウェア、ハードウェアを所有してITシステムを利用するのに比べて、ITシステムに関する開発や保守・運用の負担が軽減され、コスト削減につながる技術として普及。
2. 「Java」とは、Sun Microsystems社（現Oracle Corporation社）が開発したプログラミング言語。
3. 「Linux」とは、1991年にフィンランドのヘルシンキ大学の大学院生（当時）Linus Torvalds氏によって開発された、Unix互換のOS。フリーソフトウェアとして公開され、全世界のボランティアの開発者によって改良が重ねられた。Linuxは学術機関を中心に広く普及しており、企業のインターネットサーバーとしても多く採用されている。最近では携帯電話やデジタル家電等組み込み機器のOSとしても普及。
4. 「Unix」とは、1968年にアメリカAT&T社のベル研究所で開発されたOS。  
学術機関やコンピューターメーカーの手によって、独自の拡張が施された多くの派生OSが開発され、現在ではUnix風のシステム体系を持ったOSを総称的にUnixと呼ぶことが多い。
5. 「TCP/IP」とは、インターネット等で標準的に用いられる通信プロトコル（通信手順）でTCP（Transmission Control Protocol）とIP（Internet Protocol）を組み合わせたもの。また、TCPとIPを含むインターネット標準のプロトコル群全体の総称。



## 2. 主要な経営指標等の推移

### (1) 連結経営指標等

回次		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(千円)	4,077,192	4,932,368	6,408,873	8,743,332	11,608,041
経常利益	(千円)	776,788	972,990	1,247,916	1,474,484	1,177,445
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	526,211	731,585	874,981	1,018,540	799,538
包括利益	(千円)	520,687	730,138	872,063	1,018,229	798,402
純資産額	(千円)	2,247,600	2,923,300	3,706,874	4,593,657	5,192,604
総資産額	(千円)	3,107,817	3,821,117	5,229,853	6,142,953	7,039,185
1株当たり純資産額	(円)	24.81	32.26	40.91	50.70	57.31
1株当たり当期純利益	(円)	5.98	8.07	9.66	11.24	8.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	72.3	76.5	70.9	74.8	73.8
自己資本利益率	(%)	29.6	28.3	26.4	24.5	16.3
株価収益率	(倍)	35.66	52.51	88.81	89.77	180.87
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	736,436	579,707	1,042,630	1,120,301	939,925
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△64,685	△290,208	△1,523,158	△463,569	△481,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	405,257	△19,026	△113,496	△141,850	△195,932
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	2,047,507	2,316,566	1,719,176	2,236,000	2,496,086
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	389 (32)	452 (40)	561 (57)	747 (62)	1,044 (70)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は、2015年5月19日開催の取締役会決議により、2015年6月29日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第16期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 当社は、2016年8月10日開催の取締役会決議により、2016年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第16期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 当社は、2018年3月2日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第16期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 当社は、2019年8月30日開催の取締役会決議により、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第16期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第19期から適用しており、第18期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月
売上高 (千円)	4,077,192	4,932,368	6,303,898	6,495,964	8,217,111
経常利益 (千円)	768,488	965,529	1,254,436	1,248,285	844,811
当期純利益 (千円)	517,911	724,124	894,464	919,732	621,365
資本金 (千円)	378,378	378,378	378,378	378,378	378,378
発行済株式総数 (株)	11,326,000	22,652,000	22,652,000	45,304,000	90,608,000
純資産額 (千円)	2,248,359	2,917,608	3,724,286	4,227,828	4,651,558
総資産額 (千円)	3,111,456	3,817,277	5,008,481	5,110,386	5,732,713
1株当たり純資産額 (円)	24.81	32.20	41.10	46.66	51.34
1株当たり配当額 (円)	4.8	3.9	5.8	4.4	3.2
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	5.88	7.99	9.87	10.15	6.86
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	72.3	76.4	74.4	82.7	81.1
自己資本利益率 (%)	29.1	28.0	26.9	23.1	14.0
株価収益率 (倍)	36.24	53.05	86.88	99.41	232.73
配当性向 (%)	10.2	12.2	14.7	21.7	46.7
従業員数 (人)	360	414	526	375	538
(外、平均臨時雇用者数)	(32)	(40)	(57)	(58)	(64)
株主総利回り (%)	-	199.4	403.5	475.6	752.5
(比較指標：TOPIX (配当込み)) (%)	(-)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)
最高株価 (円)	3,620	2,612 ※ 1,788	3,645 □ 1,734	2,534	3,425 ■ 2,120
最低株価 (円)	1,090	1,600 ※ 1,131	1,461 □ 1,609	1,434	1,680 ■ 1,101

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は、2015年5月19日開催の取締役会決議により、2015年6月29日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第16期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

4. 当社は、2016年8月10日開催の取締役会決議により、2016年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第16期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

5. 当社は、2018年3月2日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第16期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

6. 当社は、2019年8月30日開催の取締役会決議により、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第16期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金額を記載しております。
7. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。  
ただし、当社株式は、2015年12月9日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項がありません。
8. 2016年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。  
※印は当該株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。
9. 2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。  
□印は当該株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。
10. 2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。  
■印は当該株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。
11. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第19期から適用しており、第18期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。
12. 株主総利回り及び比較指数の最近5年間の推移は以下のとおりであります。なお、当社株式は、2015年12月9日付で東京証券取引所マザーズに上場しているため、株主総利回り及び比較指数の最近5年間の推移は2017年3月（決算年月）以降を記載しております。

